

生年月日	基準日
大正8年7月3日～大正9年1月1日	昭和49年7月1日
大正9年1月2日～昭和11年1月1日	50年1月1日
昭和11年1月2日～昭和12年1月1日	51年1月1日
昭和12年1月2日～昭和13年1月1日	52年1月1日
昭和13年1月2日～昭和14年1月1日	53年1月1日
昭和14年1月2日～昭和15年1月1日	54年1月1日

農業者年金の未加入者に朗報

○基準日に特定農業者（親）が五十アール以上の農業経営者であること（基準日は上の表で調べてください）

○特定農業者の直系卑属であること

○時効完成の保険料は、昭和五十五年十二月三十一日まで納入

○基準日までの期間は一ヶ月二千六百円で、申出の月から一ヶ月三十日まであります。

○申出期間は今年の十二月三

と

○六十歳未満であること

○基準日までに引き三年以上農業に従事していること

○国民年金に加入しているこ

と

○農業の後継者として指定さ

れること

○農業の後継者として指定期間

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適当で

ある、とされたものです。

○これまでいますが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円にな

ります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適当で

ある、とされたものです。

○これまでですが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円にな

ります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適当で

ある、とされたものです。

○これまでですが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円にな

ります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適當で

ある、とされたものです。

○これまでですが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円にな

ります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適當で

ある、とされたものです。

○これまでですが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円になります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適當で

ある、とされたものです。

○これまでですが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円にな

ります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適當で

ある、とされたものです。

○これまでですが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円にな

ります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適當で

ある、とされたものです。

○これまでですが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円にな

ります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適當で

ある、とされたものです。

○これまでですが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円にな

ります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適當で

ある、とされたものです。

○これまでですが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円にな

ります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適當で

ある、とされたものです。

○これまでですが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円にな

ります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適當で

ある、とされたものです。

○これまでですが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円にな

ります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適當で

ある、とされたものです。

○これまでですが、これを生

まれたばかりの赤ん坊から

お年寄りまで含めた日本人

一人当たりに換算してみる

と、年間約二万七千円にな

ります。

○この5%の税率で計算す

ると、税収は、五十四年度

納める金額と納付期限

上記のとおりです。

○申出日には特定農業者から

お届け先

○台となっています。しかし、

○わが国では事情が異なるこ

とや、物価に与える影響な

どを考慮し、5%が適當で